

金融分野における個人情報保護に関する ガイドラインの改正について

令和 8 年 5 月 13 日

個人情報保護委員会事務局

「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」の改正

【1. 金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下「金融分野ガイドライン」という。）について】

- 個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令、個人情報の保護に関する法律施行規則及び個人情報の保護に関する基本方針並びに関係法令を踏まえ、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）を基礎として、法第6条及び第9条に基づき、金融庁が所管する分野における個人情報について保護のための格別の措置が講じられるよう必要な措置を講じ、及び当該分野における事業者が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援する具体的な指針として定めるもの（個人情報保護委員会と金融庁の共管）。

【2. 金融分野ガイドラインの改正の背景】

- 令和6年の特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺の認知件数・被害額が前年を大きく上回るなど、被害が深刻化（令和7年に過去最多を更新）。
- こうした状況を踏まえ、「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」（令和7年4月22日犯罪対策閣僚会議決定）において、**犯罪者グループによる被害金の出金を防ぎ被害回復を図るため、預金取扱金融機関間において不正利用口座に係る情報を共有しつつ、速やかに口座凍結を行うことが可能となる枠組み**の創設について検討するものとされた。

「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」の改正

【2. 金融分野ガイドラインの改正の背景（続き）】

- これを受け、**預貯金取扱事業者が不正利用口座に係る情報を他の預貯金取扱事業者に提供すること**、また、提供を受けた情報を整理、分析し、犯罪収益移転防止のために必要な措置を講じることに努めなければならないことなどを**犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則**（以下「犯収法施行規則」という。）に規定するなどの**改正**が行われる予定（※）。

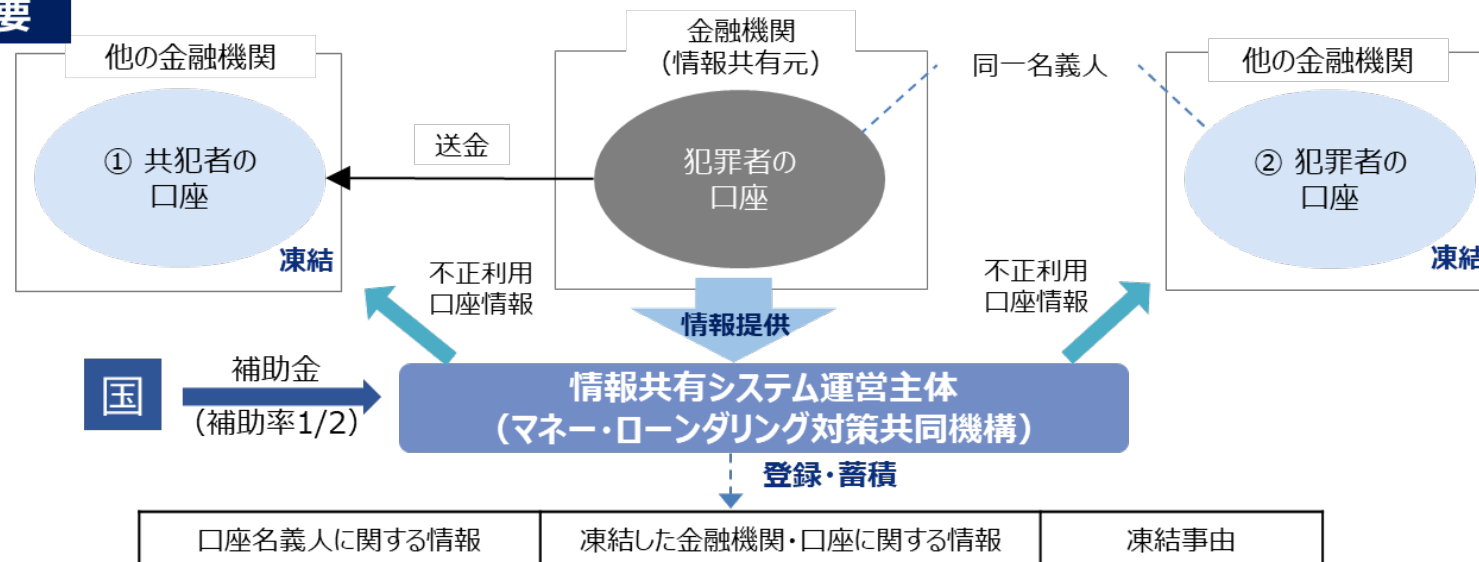
※ 同改正について、金融庁において令和8年3月27日から同年4月27日までパブリックコメントを実施しており、所要の手続きを経て公布し、令和9年4月1日施行予定。

- 同改正後の犯収法施行規則の規定に基づく他の預貯金取扱事業者への不正利用口座情報の提供が、**法第18条第3項第1号等に規定する「法令に基づく場合」に該当し、本人同意を得ることなく実施可能であることを明確化**するため、金融分野ガイドライン第4条を改正する。

【今後の予定】

- 令和8年5月中旬：金融分野ガイドラインの改正に係る意見募集開始
- 令和9年4月1日：改正犯収法施行規則施行、改正金融分野ガイドライン施行

枠組みの概要



犯収法施行規則の改正内容

- 犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯収法」という。）は、預貯金取扱事業者に対し、犯罪による収益の移転防止等のために、取引時確認等を行うことを義務付けている。また、預貯金取扱事業者は、取引時確認等の措置を的確に行うため、犯収法第11条及び犯収法施行規則第32条に定める具体的措置を講ずるように努めなければならないこととされている。
- 今回、犯収法施行規則第32条を改正し、具体的措置として新たに、不正利用口座に関する情報を他の預貯金取扱事業者に提供すること等を追加予定。

【関係条文】 ※赤字下線部分が改正による新設規定（案）

- 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）
（取引時確認等を的確に行うための措置）

第十一条 特定事業者は、取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置（以下この条において「取引時確認等の措置」という。）を的確に行うため、当該取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置を講ずるものとするほか、次に掲げる措置を講ずるように努めなければならない。

一～三 （略）

四 その他第三条第三項に規定する犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案して講ずべきものとして主務省令で定める措置

- 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号）
（取引時確認等を的確に行うための措置）

第三十二条 （略）

2 法第二条第二項第一号から第十五号まで及び第三十七号に掲げる特定事業者（以下この条において「預貯金取扱事業者」という。）に係る法第十一条第四号に規定する主務省令で定める措置は、前項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる措置とする。

一 詐欺その他の犯罪若しくは犯罪による収益の移転に利用され、又はそのおそれがあると認められた預金又は貯金口座について、当該預金又は貯金口座に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置を講じた上で、当該預金又は貯金口座に関する情報であって取引時確認等の措置を行うに際して必要なものを他の預貯金取扱事業者に提供すること。

二 前号の規定により提供を受けた情報を整理し、及び分析し、必要に応じ、犯罪による収益の移転防止のために必要な措置を講ずること。

3～9 （略）

金融分野ガイドラインの改正内容

- 金融分野ガイドライン第4条において、法第18条第3項第1号に規定する「法令に基づく場合」として、例外的に個人情報等の目的外利用を本人の同意を得ることなく行うことができる場合の例を示している。
- 上記の「法令に基づく場合」の例として、改正後犯収法施行規則第32条第2項第1号に基づき、預貯金取扱事業者が、不正利用口座に関する情報を他の預貯金取扱事業者に提供する場合を追加する。

【改正後の金融分野ガイドライン第4条（案）】 ※赤字下線部分が改正による追加部分

第4条 利用目的による制限（法第18条関係）

以下の事項の他は通則ガイドラインの例による。

法第18条第3項の場合の例としては、通則ガイドライン3-1-5（利用目的による制限の例外）に掲げている場合以外に、次に掲げる場合が考えられる。

① 法令（条例を含む。以下この条及び次条第1項において同じ。）に基づく場合

（例）

- ・ 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第8条第1項に基づき疑わしい取引を届け出る場合
- ・ 犯罪による収益の移転防止に関する法律第11条第4号及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号）第32条第2項第1号に基づき、詐欺その他の犯罪若しくは犯罪による収益の移転に利用され、又はそのおそれがあると認められた預金又は貯金口座に関する情報であって取引時確認等の措置を行うに際して必要なものを他の預貯金取扱事業者提供する場合
- ・ 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第210条、第211条等に基づく証券取引等監視委員会の職員による犯則事件の調査に応じる場合

なお、法令に、第三者が個人情報の提供を求めることができる旨の規定はあるが、正当な事由に基づきそれに応じないことができる場合には、金融分野における個人情報取扱事業者は、当該法令の趣旨に照らして目的外利用の必要性と合理性が認められる範囲内で対応するよう留意する。

② （略）

1 SNS型投資・ロマンス詐欺対策/ 2 特殊詐欺対策

(4) 金銭等の交付段階への対策

イ 被害金の追跡及び被害回復を容易にするための取組

(ア) 金融機関等における情報共有等の枠組みの創設

総合対策において、金融機関と連携した対策を推進してきたところであるが、犯罪者グループは複数の預金取扱金融機関の口座を保有し、被害金を次々に移動させることによって、その追跡を困難にさせているほか、被害金が犯罪者グループの手に渡る前に口座凍結を行うことを困難にさせている。**現状、個々の金融機関において、取引のモニタリング等を行っているところであるが、犯行に使用される口座の情報を迅速に捜査機関と共有し、かつ、犯罪者グループによる被害金の出金を防ぎ被害回復を図るため、預金取扱金融機関間において不正利用口座に係る情報を共有しつつ、速やかに口座凍結を行うことが可能となる枠組みの創設について検討する。**

なお、犯罪者グループが集約した被害金を暗号資産に変換し、海外の暗号資産交換業者の口座に移転させるなどの事例も確認されていることから、預金取扱金融機関と暗号資産交換業者における情報連携・被害拡大防止に係る取組を推進する。